

# 府中駅北口改札前公共施設活用事業 募集要項

平成29年11月

府中市

## 1 趣旨

ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック（以下「各大会」という。）を控え、府中市（以下「本市」という。）の魅力を発信することをはじめ、各大会に向けた市民の気運を高めるとともに、国内外からの来訪者を誘引し、賑わいを創出するため、府中ブランドや時期を捉えた市政の重点取組に係る情報発信とともに、軽飲食の提供を行う施設（以下「施設」という）の設置・運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を募集するものである。

## 2 事業内容

### （1）事業名称

府中駅北口改札前公共施設活用事業

### （2）所在地等

所在地	府中市宮町1丁目1番地の10
敷地面積	111.85㎡
建物	鉄骨造 地上2階
土地所有者	京王電鉄株式会社（協定に基づき、本市が公共利用のための使用権を有している。）

別紙1「位置図・区画図」を参照。

## 3 事業の基本方針

本事業は、基本コンセプト及び（1）から（3）の3つの視点を基本方針として取り組むものとする。

本事業は、当該地を事業者に貸し付けることにより、事業者が創意工夫により、情報発信や飲食提供機能をはじめとする、施設全体を設計、整備、維持管理、運営するものとする。

事業者の選定に当たっては、単なる飲食の提供にとどまらない地域貢献やイベントの企画運営にも積極的に取り組む事業者を選定することとする。

## 【基本コンセプト】 府中の魅力を発信するファンゾーン

### (1) 本市の魅力を発信

本市の表玄関となる府中駅改札前で市政の重点政策のPRを行う。特に、各大会を見据え、来訪者に「ラグビーのまち府中」の取組や各大会のPR等を映像や展示等を活用して効果的に発信する。

### (2) 新たな賑わいの創出

市が公共目的に利用する中で、民間事業者の優れたノウハウを活用し、柔軟なアイデアによる施設デザインにより、多くの来訪者を誘引する。ラグビーを主としたスポーツ観戦やイベント等の場を有したスポーツカフェ（バー）の機能を提供することで、官民協働により、新たなまちの賑わいや魅力を創出する。

### (3) おもてなしの拠点

各大会はもとより、各大会終了後も、本市を訪れる国内外からの来訪者が立ち寄り、本市の観光情報等を入手できるほか、軽飲食の提供によるおもてなしの拠点とする。

## 4 事業形態等

### (1) 施設の機能

施設内は次の3つの機能を有するものとする。なお、それぞれの機能の提供は、分かりやすくエリア分けされることが望ましいが、各機能の融合等により、一層の効果が発揮され、かつ、市が実施するイベント等への対応ができる場合は、この限りではない。

#### ア 情報発信コーナー

「ラグビーのまち府中」等の本市の魅力を、映像や展示等により発信する。

#### イ イベントコーナー

トークショーやパブリックビューイングなどの各種イベントの開催や各種選挙時に期日前投票の投票所等、多目的なスペースとして使用する。

#### ウ 飲食物販コーナー

おもてなしのスペースとして、カフェ（バー）の機能を導入し、軽飲食を提供する。

(2) 貸付方法

6年間の賃貸借契約とする。

(3) 賃料

月額賃料	800,000円
------	----------

施設竣工までの賃料は全額免除する。

賃料は公共的機能を勘案した設定としているが、社会経済情勢等の変動等の理由により、協議の上改定する場合がある。

(4) 業務内容

ア 施設の内装に係る設計・工事に関する業務

イ 施設の維持管理に関する業務

ウ 事業の運営に関する業務

(ア) 軽飲食の提供

(イ) 展示の管理・運営

(ウ) 事業者提案によるイベントの企画・運営

(エ) 本市が施設内で実施するイベントの運営支援

エ 施設の原状回復に関する業務

(5) 本市と事業者との業務分担

想定される本市と事業者の業務分担は次のとおり。

業務項目	業務分担	
	本市	事業者
施設のインフラに係る設計・工事に係る業務	○	
施設の内装に係る設計・工事に関する業務		○
施設の維持管理に関する業務		○
事業の運営に関する業務		
軽飲食の提供		○
展示の企画	○	
展示の管理・運営		○
事業者提案によるイベントの企画・運営		○
本市が実施するイベントの企画・運営	○	(運営支援)
施設の原状回復に関する業務		○

業務に伴うリスク分担は参考1「リスク分担表」のとおり。

( 6 ) 施設の開業時間

利用者の利便性を考慮し、開業日は通年営業、開業時間は原則として午前7時から午後11時の間で行うこととする。詳細は本市と事業者で別途協議し決定する。

( 7 ) 費用負担

事業に当たっての次の必要経費は、全て事業者の負担とする。

ア 施設の内装に関する設計・工事に係る費用

設計、確認申請書類等作成費、内装・設備工事、什器備品取得費等

イ 施設の維持管理に関する費用

施設内の保守、修繕、更新等に関する施設維持費

ウ 事業の運営に関する費用

人件費、材料費、警備、清掃、塵芥処理、防災対策、光熱水費、保険、公租公課等を含めた施設運営に係る費用全般

エ 施設の原状回復に関する費用

( 8 ) 保証金

保証金は、月額賃料12か月分の100分の10とする。保証金は、原状回復後返金する。保証金には利息を付さない。

( 9 ) 法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、提案内容に応じた関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

( 10 ) その他留意事項

ア 事業者は、施設の譲渡、貸借権の転貸及び譲渡を行うことはできない。

イ 各種許認可手続は事業者が自ら行うこと。

ウ 事業者は使用に当たり、本市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償すること。

エ 建物全体の管理規約等を遵守すること。

オ 期間満了等により退去する場合は、速やかに原状回復の上返還すること。

カ その他、本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市及び事業者の協議により定めることとする。

5 施設の整備に関する事項

施設区画内は原則としてスケルトンとなる。また、施設の設備基準容量は別紙2「設

備基準容量」のとおり。なお、施設の整備に係る分担は、前述の4の(5)の業務分担表のとおりであるが、設計、仕様、工事等の詳細については、本市と必要な事項について協議し、承認を受けて進めること。

## 6 施設に関する事項

### (1) 施設のレイアウト・デザイン等に関する事項

ア 施設のデザイン(サイン、看板、施設装飾等)は、基本コンセプトを十分に理解し、来場者に対して本市の魅力を最大限に発信することができるよう趣向を凝らして計画すること。

イ 来訪者の興味を引き、誘引することができるよう、話題性のある展示空間を創出すること。また、本市が常時展示を行うことのできる一定の空間を確保すること。なお、本施設が公共的な機能を有することを鑑み、展示の見学などで飲食物販コーナーを利用しない来訪者も受け入れることができる環境を整えること。

ウ 施設内において本市が情報発信やパブリックビューイング等を実施するために必要な映像機器(テレビ、大型ビジョン、デジタルサイネージ等)、音響設備が必要となることから、これらに対応するほか、常時ケーブルテレビが視聴できる空間や環境を創出すること。

エ 施設内のテーブル、いす等は可動できるものを利用し、多目的に使用できる空間となるよう設計すること。

オ バリアフリー、ユニバーサルデザイン、省エネルギー等の公共性に配慮して計画すること。

カ 資材等の搬入・搬出に当たっては、当該地の建物全体の運用に従うこと。

キ トイレの設置については、協議の上行うこととする。なお、協議により設置しない場合がある。

### (2) 施設の運営に関する事項

ア 本施設は、本市主催によるイベントの実施や、期日前投票の投票所とすることを想定している。このような本市の都合により当該施設を使用することが生じた場合には、迅速かつ柔軟に対応すること。この場合において事業者はいかなる補償も受けられない。なお、本市が想定しているイベント等の予定は、参考2「本市が想定しているイベント等」のとおり。

イ 事業者においても、イベントやキャンペーン等の実施により、賑わいを創出す

る演出を行うこと。

ウ 施設内は全面禁煙とする。

エ メニューは、軽飲食とし、アルコールの提供を可とする。価格は利用しやすい価格帯とし、時期に応じてメニューを工夫すること。

オ ラグビーをテーマとしたメニューの提供などにも積極的に取り組むこと。

カ 本市が企画・運営を行う展示及びイベントに向けた準備等について協議するため、月1回程度、本市と事業者の間で定期的に打合せを行うこと。

キ 施設内で雇用する者に対し、本施設の基本コンセプトの理解や、本市が企画・運営を行う展示及びイベント等に対する簡単な知識を習得させるための研修を行うこと。

ク 来店者数や売上等の実績報告書を本市へ毎月提出すること。

ケ 定期的に利用者アンケート等を実施し、サービスに反映すること。

## 7 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、次のとおりとする。

月日	内容
平成 29 年 11 月 24 日 (金)	募集要項の配布
平成 29 年 11 月 24 日 (金) から 平成 29 年 11 月 30 日 (木) まで	質問票の受付
平成 29 年 11 月 24 日 (金) から 平成 29 年 12 月 6 日 (水) まで	参加申込書の受付
平成 29 年 12 月 4 日 (月)	質問票の回答 (予定)
平成 29 年 12 月 8 日 (金) まで	参加資格審査通知
平成 29 年 12 月 8 日 (金) から 平成 29 年 12 月 15 日 (金) まで	提案受付
平成 29 年 12 月 21 日 (木)	審査会による審査 (プレゼンテーション) (予定)
平成 29 年 12 月下旬	決定・通知
平成 30 年 1 月初旬	契約
平成 30 年 1 月初旬～4 月下旬	設計、確認申請等必要な手続き、内装工事
平成 30 年 5 月初旬	営業開始

## 8 応募に関する事項

### (1) 応募資格

本事業に応募することができる者は、本要項に定める内容、条件等を十分理解し、施設整備、その運営を行うための十分な資本力、経営力及び信用を有し、国内で法人登記している法人又は個人。

次の各要件のいずれにも該当しない者であること。応募資格の基準日は、様式1「参加申込書」の提出日とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続を行っている者

ウ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される者

エ 本市から指名停止措置を受けている者

オ 公租公課の滞納がある者

カ 次の（ア）～（キ）までのいずれかに該当する者

（ア）自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者

（イ）自らの役員等が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

（ウ）自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの（以下「暴力団関係者」という。）が実質的に関与している者

（エ）自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団関係者を利用するなどしている者

（オ）自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、若しくは便宜等を供与するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

（カ）自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ)自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

## (2) 参加申込方法

### ア 参加申込の受付

次に示す参加表明書類を必要部数用意した上で、平成29年12月6日(水)までに、府中市政策総務部政策課(府中市役所東庁舎3階)へ持参(郵送不可)。

受付時間は、全日午前9時～午後5時まで(土・日曜日を除く)。

### イ 参加表明書類

#### (ア) 共通

参加申込書(様式1)

会社(店)概要(様式2)

#### (イ) 法人の場合

印鑑証明書(交付から3か月以内のもの)

商業登記簿謄本(交付から3か月以内のもの)

会社案内(パンフレット、定款等)

決算書等(貸借対照表及び損益計算書、直近3期分)

法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近3か年分)

#### (ウ) 個人の場合

印鑑登録証明書(交付から3か月以内のもの)

住民票又は外国人登録済証明書(交付から3か月以内のもの)

源泉徴収票、納税証明書、住民税課税証明書(直近3か年分)

営業履歴(飲食業の営業履歴は詳しく)

(ア)の様式1を表紙とし、様式2、その他は丸数字の順番にまとめた上で、正本1部と副本(正本の写し)2部を提出すること。

### ウ 参加資格審査結果の通知

提出書類をもとに参加資格の審査を行った上で、平成29年12月8日(金)までに、参加申込書等の提出者宛てに電子メールで通知する。

### エ その他

参加申込書の受付受理とともに、本区画の白図及び工事区分表を提供する。



### ( 3 ) 質問の受付

#### ア 質問の受付

質問がある場合は、様式 3 「質問票」に記入して、平成 29 年 11 月 30 日 (木) 午後 5 時までに、電子メールで政策課( kikaku06@city.fuchu.tokyo.jp )へ送付すること。

#### イ 質問への回答

質問への回答は、平成 29 年 12 月 4 日(月)を目途に、本市のホームページ( <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/> )で公表する。

### ( 4 ) 提案書類の受付

#### ア 提案の受付

参加資格審査を通過した事業者は、次に示す提案書類を各 10 部(企画提案書は 1 部)用意した上で、平成 29 年 12 月 8 日(金)から 12 月 15 日(金)までに、府中市政策総務部政策課(府中市役所東庁舎 3 階)へ持参(郵送不可)。受付時間は、全日午前 9 時～午後 5 時(土・日曜日を除く)。

#### イ 提案書類

(ア) 企画提案書(様式 4)

(イ) 提案概要書(様式 5)

(ウ) 提案図面(平面配置図、立面配置図、外観・内観等のイメージパース)

平面配置図はイベント時、非イベント時の内容が分かるもの。

(エ) 収支計画書

(オ) (イ) から (エ) の電子データを収めた CD-R 1 枚

#### ウ 書類作成上の注意点

提案書類の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 前項の(ア)から(エ)の順番でまとめ、所定の部数を提出すること。

(イ) 様式 5 は、事業の実施方針、施設計画、3つの視点との整合等、様式の項目を網羅していれば、任意の書式で可。また、前項の(ウ)、(エ)は任意の書式で可とする。

(ウ) 片面印刷とし、各ページの下中央に通し番号をふること。

(エ) 提案概要書のうち、正本の表紙には「正本」である旨及び事業者名を記入し、その他の書類には社名やロゴマーク等応募者を特定できる表記はしないこと。

(オ) 2穴綴じとし、紙製フラットファイル等簡易な綴じ方とする。

(カ) 電子データの提出については、CD-Rに保存し提出すること。なお、電子データの形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel 又はPDFを使用すること。PDF化の際、紙媒体をスキャンするのではなく、必ず元の電子データからPDF化すること。

(5) その他

ア 提出期限までに書類が提出されなかった場合には、いかなる場合であっても参加できない。

イ 提出期限後における書類の差替及び再提出は認めない。また、提出書類に不備・不足がある場合には失格となる場合がある。ただし、本市が指示した場合はこの限りではない。

ウ 提出後に辞退する場合は、必ず様式6「参加辞退届」に記入し、電子メールで連絡すること。

エ 応募に係る経費は応募者の負担とする。

オ 応募に係る提出物については返却しない。提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。

カ 参加申込書、提案書、その他書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。

キ 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。

ク 本提案により採用されたことをもって、提案した全ての内容の契約を保証するものではない。

9 選定に関する事項

(1) 選定方法

本市が設置した「府中駅北口改札前公共施設活用事業者選定会議」において、応募者の提出した書類に基づき、プレゼンテーションの実施等による審査を行い、総合的に判断し、契約の候補者を選定する。

実施時期は、平成29年12月21日(木)午前10時からを予定。詳細な日程及び実施に当たっての留意点等は各応募者へ通知する。

(2) 選定結果通知

平成29年12月下旬を予定。

(3) 受注候補者を選定するための評価基準

次の審査評価基準により行う。

評価項目	評価のポイント
事業の実施方針・施設計画 (配点20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業のコンセプトを十分に理解した実施方針及び施設計画か。</li> <li>・本事業の3つの視点を踏まえた提案となっているか。</li> </ul>
事業の安定性・継続性 (配点10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員計画、研修計画、施設維持管理計画等から安定的かつ継続的な施設運営が見込めるか。</li> <li>・利用者対応、苦情対応、事故防止体制、安全衛生管理体制等が十分か。</li> </ul>
施設のレイアウト・デザイン (配点20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業のコンセプトに合致した空間構成、デザインか。</li> <li>・公共的空間が確保されているか。</li> <li>・情報発信機能が十分に網羅されているか。</li> <li>・駅構内での調和のとれた魅力的なデザインか。</li> </ul>
施設の運営 (配点25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業のコンセプトに合致した運営が可能か。</li> <li>・市の求める公共利用への迅速かつ柔軟な対応が可能か。</li> <li>・公共利用に対応した具体的な手法が示されているか。</li> <li>・事業者による独自のイベント等の提案があるか。</li> </ul>
利用者へのサービス (配点10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共利用を踏まえた利用者への適切な対応が可能か。</li> <li>・開業日、開業時間、メニューの種類や価格設定等が利用者へのサービスに適しているか。</li> </ul>
プレゼンテーション等を通じて評価できる点 (配点15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に企画力、独創性、実現性があるか。</li> <li>・本業務の実施スケジュール、手法は妥当か。</li> <li>・資料説明は平易で論理的かつ説得力があるか。</li> </ul>
合計	100点

10 契約に関する事項

選定された契約の候補者は、本要項及び提案内容に基づき、契約内容等について協議を行い、本市と事業契約を締結する。

11 問合せ

府中市政策総務部政策課（府中市役所東庁舎3階） 担当 佐藤・本間

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

TEL：042-335-4096（直通）

FAX：042-336-6131

E-mail：kikaku06@city.fuchu.tokyo.jp

【参考1】

施設の計画・設計段階から契約期間終了時までの手続きにおける、本市と事業者とのリスク分担は次のように想定している。

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの概要	リスク分担	
			市	事業者
共通	契約リスク			
	本市の事務に起因するもの	契約締結に係る庁内事務の遅延等により、本事業が遅延する場合		
	契約交渉等に起因するもの	本市と事業者との契約交渉等に時間を要し、契約締結の遅延、本事業の遅延が発生する場合		
	制度・法令リスク			
	法制度変更	事業者の業務に関し、関係法令等の変更が生じた場合		
	税制変更	法人所得税率、法人住民税、消費税率等の変更の場合		
	許認可リスク	事業者が取得すべき許認可の遅延によるもの 市が取得すべき許認可の遅延によるもの		
	不可効力リスク	天災等により損害を受けた施設の修復等の追加的費用が発生した場合		
	物価変動リスク	物価の変動により、事業の運営に影響が生じるリスク		
	金利変動リスク	金利の変動により、事業の運営に影響が生じるリスク		
債務不履行リスク	事業者の破綻・事業放棄により、施設整備、事業の運営等が行われない場合			
計画・設計段階	苦情等に関するリスク	施設整備計画について、周辺との調整等により遅延等が生じる場合		
	設計変更リスク			
	市に起因するもの	本市の事由による計画の変更又は施設機能の追加若しくは削除による設計コスト等の増大		
	法制度等の変更に係るもの	設計期間中、法制度の変更等により設計変更を余儀なくされる場合		
	事業者に起因するもの	設計の誤り等による設計の変更又は遅れに伴うコストの増大		
資金調達リスク	金融機関等からの資金調達ができないことにより事業の遅延等が発生した場合			
整備段階	工事遅延リスク			
	本市に起因するもの	本市の事由による計画の変更又は他施設機能の追加若しくは削除に伴い工事の遅延が発生する場合		
	事業者に起因するもの	設計の誤り等による追加工事による工事の遅延が発生する場合		

段階	リスクの種類	リスクの概要	リスク分担	
			市	事業者
	コストオーバーランリスク			
	本市に起因するもの	本市の事由による計画の変更又は施設機能の追加若しくは削除に伴い施設整備コストの増大が発生する場合		
	法制度等の変更に係るもの	設計期間中、法制度の変更等によりコストの増大が発生する場合		
	事業者に起因するもの	設計の誤り等による追加工事の発生に伴いコストの増大が発生する場合		
	未完工リスク			
	本市に起因するもの	本市の事由により施設が未完工となる場合		
	事業者に起因するもの	事業者の責めにより施設が未完工となる場合		
	施設の性能リスク	施工不良等により再工事又は事業スケジュールの遅延が発生する場合		
	施設の損傷リスク	工事、工事に用いる材料等及び関連工事により、完工前に施設に損傷が発生する場合		
	工事監理リスク	工事監理の誤りにより損害等が発生する場合		
	苦情等に関するリスク			
	事業者に起因するもの	法令違反等、事業者の責めに帰すべき事由のある場合において市民からの苦情等が発生する場合		
	事業者に起因しないもの	上記以外の場合において市民からの苦情等が発生する場合		
	第三者賠償リスク	事業者の責めに帰すべき事由による工事の施工における第三者への損害		
運営段階	需要リスク	需要が予想を下回るリスク		
	瑕疵担保リスク	施設に関する瑕疵担保責任		
	苦情等に関するリスク	法令違反等、選定事業者の責めに帰すべき事由のある場合において利用者からの苦情等が発生する場合		
終了時	終了手続	テナント退去の遅延又は事業の終了時の手続に関する増加費用		
	施設撤去リスク	施設の原状回復に伴う諸費用及び諸手続に関するもの		

【参考2】

施設の稼働後の本市独自のイベント等及び展示等は、以下のとおり想定している。

なお、イベント等は月1～2回程度(期日前投票は各選挙で必要となる期間)の実施、展示は月1回程度の入替を想定している。

**本市の想定しているイベント等**

イベント	内容
パブリックビューイング	ラグビーワールドカップ2019(2019年9/20～11/2)、東京2020オリンピック・パラリンピック(2020年7/24～9/6)、日本代表テストマッチ(毎年6月・11月)、トップリーグ(原則9月～1月)、スーパーラグビー(原則2月～6月)等
トークショー	ラグビー選手、著名人のトークショー
まちづくりカフェ	ラグビーのまち府中についてのワークショップ
物産イベント	府中観光協会、ラグビーのまち府中推進委員会やトップチーム等とのタイアップによるグッズや物産の販売等
おもてなしコーナー	ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックの大会期間中の国内外の来訪者向けの本市のPR、観光案内コーナー、ボランティア待機所等
期日前投票	2018年 無 2019年 府中市議会議員選挙、参議院議員選挙 2020年 府中市長選挙、東京都知事選挙 2021年 東京都議会議員選挙、衆議院議員選挙 2022年 参議院議員選挙 2023年 府中市議会議員選挙 投票日の前1週間程度を占有。 選挙予定は平成29年11月現在の見込み。

**本市が想定している展示・映像コンテンツ**

時期	内容
各大会終了まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラグビーのまち府中の取組紹介(ラグビーの競技紹介、ジャージやラグビー用品等の展示、本市の取組紹介等)</li> <li>・各大会のカウントダウンボード、大会紹介</li> <li>・オリンピック・パラリンピック競技紹介</li> </ul>
各大会終了後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラグビーのまち府中の取組(継続)</li> <li>・府中ゆかりのスポーツチームの競技や試合、大会等の紹介(東芝ブレイブルーパス、サントリーサンゴリアス、FC東京、アルバルク東京、府中アスレティックフットボールクラブ等)</li> <li>・東京競馬場等の市内施設の紹介等</li> </ul>